

平成30年9月7日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア イ リ ッ ジ 代表 者名 代表取締役社長 小田 健太郎

(コード番号:3917 東証マザーズ)

問合せ先 取締役 CF0 兼 英 一 樹 管理グループ長

(TEL. 03-6441-2325)

決算期(事業年度の末日)の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年9月7日開催の取締役会において、平成30年10月24日開催予定の第10回定時株主総会にて「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期(事業年度の末日)を変更すること及び定款の一部を変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年8月1日から7月31日までとしておりますが、連結決算への移行に伴い、当社グループの決算期を統一することで、グループー体となった経営を推進するとともに、予算編成や業績管理等、経営及び事業運営の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年4月1日から3月31日までに変更するものであります。

2. 決算期の変更

現 在: 毎年7月31日 変更後: 毎年3月31日

(注) 決算期変更の経過期間となる第11期は、平成30年8月1日から平成31年3月31日までの8か月 決算となる予定です。

3. 今後の見通し

当社は、平成 31 年 3 月期(平成 30 年 8 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日)に連結決算に移行いたします。 連結決算の開始の理由及び平成 31 年 3 月期の業績予想につきましては、本日公表の「連結決算開始に伴う 連結業績予想に関するお知らせ」をご覧ください。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

決算期(事業年度の末日)の変更に伴い、現行定款第 12 条(定時株主総会の基準日)、第 37 条(事業年度)及び第 39 条(剰余金の配当の基準日)に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第 11 期事業年度は、平成 30 年 8 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 8 か月間の決算期間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(定時株主総会の基準日)	(定時株主総会の基準日)
第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日	第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日
は、毎年 <u>7</u> 月 31 日とする。	は、毎年 <u>3</u> 月 31 日とする。
(事業年度)	(事業年度)
第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 <u>8</u> 月 1 日から翌	第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月 1 日から翌
年 <u>7</u> 月 31 日までの 1 年間とする。	年 <u>3</u> 月 31 日までの 1 年間とする。
(剰余金の配当の基準日) 第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年1月31日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	 (剰余金の配当の基準日) 第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 附則 (事業年度に関する経過措置) 1 第37条の規定にかかわらず、第11期の事業年度は、平成30年8月1日から平成31年3月31日までの8か月間とする。 2 第39条第2項の規定にかかわらず、第11期の事業年度の中間配当の基準日は、平成31年1月31日とする。 3 本附則(事業年度に関する経過措置)は、平成31年3月31日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成30年10月24日 (予定) 定款変更の効力発生日

平成 30 年 10 月 24 日 (予定)